



事業主、人事労務管理担当者向け 労務管理実務対応講座



(一社) 黒石地区労働基準協会・(公社) 黒石法人会

労働者が、多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革関連法」により労働基準法等が改正され、企業が実務対応を要する事項については、2019年4月から順次施行されてきました。

今年4月からは、中小事業主もパワーハラスメント防止措置が、努力義務から具体的な取り組みが必要となる義務化へと変わります。

また、雇用保険の適用拡大によるマルチジョブホルダー制度の新設や、長時間労働の是正による勤怠管理での適切な把握や、職場の健康管理対策など今後どのように行動しなければいけないのか、その方向性を見出す必要に迫られます。

今回、下記内容により「実務対応講座」を開催いたしますので、是非この機会に管理者または、人事・労務管理担当者の出席についてご配慮下さいますようお願いいたします。

☆と き 令和4年2月22日(火) 午後1時30分～3時30分まで

☆と ころ 「スポカルイン黒石」2階 大会議室 黒石市ぐみの木3-65

☆下記申込書にご記入の上、2月14日(月)まで郵送又はFAXでお申込みください。

☆必ずマスクを着用のうえ、ご参加下さいますようお願い致します。【定員30名】

★改正内容の主なポイント★ 労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法、労働施策総合推進法

☆「職場におけるハラスメント防止対策」等について

(中小事業主 令和4年4月1日～義務化)

☆「雇用保険マルチジョブホルダー制度」について

(令和4年1月1日～施行)

☆働き方改善対策による「時間外労働、年次有給休暇に関する問題点」等について

☆講師 青森労働局雇用環境・均等室、黒石公共職業安定所
弘前労働基準監督署 各担当官

【ご参加される皆様へ】

会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置・講師と運営側の手洗い等、新型コロナウイルス感染予防に努めてまいります。

また、開催日までの状況により、中止または延期とさせて頂く事もありますのでご了承下さい。

★申し込み先 黒石市大字前町40-5

(一社) 黒石地区労働基準協会 ・ (公社) 黒石法人会

☎ 53-5787・FAX 53-5792 ☎・FAX 53-6625

「労務管理実務対応講座」申込書

職名	参加者名	職名	参加者名

令和4年 月 日

事業場名

住 所

電話番号